

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条、第四十八条及び第四十九条の規定による平成二十七年年度の狩猟免許試験（以下「試験」という。）並びに同法第五十一条の規定による平成二十七年年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「更新」という。）を次のとおり実施する。

平成二十七年五月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施する免許種別

法第三十九条第二項に定める網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の四種

二 試験等の日時、免許種別、定員及び場所

1 試験

月 日	曜日	開始時刻	免許種別	定員	場 所
七月 八日	水	午後一時	わな猟	五〇名	三原市久井町和草六一四番地 三原市久井公民館
七月 十七日	金	午前九時	わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	八〇名	福山市三吉町一丁目一番一号 広島県福山庁舎
七月 二十六日	日	〃	網猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	一一〇名	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁
七月 三十一日	金	午後一時	わな猟	五〇名	三次市十日市東四丁目六番一号 広島県三次庁舎
八月 一日	火	午前九時	わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	八〇名	庄原市西本町四丁目五番二六号 庄原市ふれあいセンター
八月 二〇日	木	午後一時	わな猟	五〇名	呉市西中央一丁目三番二五号 広島県呉庁舎
八月 二六日	水	午前九時	わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	七〇名	東広島市西条昭和町一三番一〇号 広島県東広島庁舎
九月 一日	火	〃	網猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	一二〇名	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁

2 更新

月 日	曜日	開始時刻	免許種別	定員	場 所
六月 一八日	木	午後一時	網猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	七〇名	福山市三吉町一丁目一番一号 広島県福山庁舎

七月二三日	七月二一日	七月一七日	七月一六日	七月一六日	七月一六日	七月一五日	七月一四日	七月一〇日	七月一〇日	七月九日	七月九日	七月七日	七月三日	七月二日	六月三〇日	六月二九日	六月二六日	六月二五日
水	火	金	木	木	木	水	火	金	金	木	木	火	金	木	火	月	金	木
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九〇名	九〇名	六〇名	七〇名	六〇名	六〇名	六〇名	七〇名	一〇〇名	八〇名	七〇名	八〇名	五〇名	七〇名	七〇名	七〇名	七〇名	七〇名	七〇名
広島県東広島庁舎 東広島市西条昭和町一三番一〇号	広島県東広島庁舎 東広島市西条昭和町一三番一〇号	広島県尾道庁舎 尾道市古浜町二六番一二号	広島県三次庁舎 三次市十日市東四丁目六番一号	広島県尾道庁舎 尾道市古浜町二六番一二号	安芸高田市甲田町高田原一四四六番地三 安芸高田市甲田町若者定住センター	安芸高田市甲田町高田原一四四六番地三 安芸高田市甲田町若者定住センター	山県郡安芸太田町加計五九〇八番地二 川・森・文化・交流センター	安佐北区総合福祉センター 庄原市西本町四丁目五番二六号 庄原市ふれあいセンター	安佐北区総合福祉センター 番二二号	神石高原町三和公民館 広島市安佐北区可部三丁目一九番二二号	神石郡神石高原町小島二〇二三番地	安佐北区総合福祉センター 竹原市中央五丁目六番二八号 たけはら美術館文化創造ホール	広島県福山庁舎 福山市三吉町一丁目一番一号	広島県福山庁舎 福山市三吉町一丁目一番一号	広島県呉庁舎 呉市西中央一丁目三番二五号	広島県呉庁舎 呉市西中央一丁目三番二五号	広島県呉庁舎 呉市西中央一丁目三番二五号	世羅郡世羅町西上原一三番地 世羅町甲山農村環境改善センター

七月二三日	七月二四日	七月二四日	七月二七日	七月二九日	七月三〇日	七月三〇日	八月四日	八月六日	八月六日	八月六日	八月七日	八月二一日	八月二七日	
木	金	金	月	水	木	木	火	木	木	木	金	金	木	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	正午	午後一時	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
七〇名	一五〇名	七〇名	一五〇名	七〇名	七〇名	七〇名	六〇名	六〇名	六〇名	七〇名	五〇名	一〇〇名	七〇名	
三原市城町一丁目一八番一号 三原市市民福祉会館	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁	庄原市東城町川東一一七五番地 庄原市役所東城支所	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁	山県郡北広島町有田一二二〇番 地一	北広島町千代田中央公民館	山県郡北広島町有田一二二〇番 地一	北広島町千代田中央公民館	三原市城町一丁目一八番一号 三原市市民福祉会館	三原市城町一丁目一八番一号 三原市市民福祉会館	廿日市市下平良一丁目一一番一 号	廿日市市役所本庁舎	尾道市古浜町二六番一二号 広島県尾道庁舎	三次市十日市東四丁目六番一号 広島県三次庁舎	豊田郡大崎上島町中野四〇九八 番地四 大崎産業会館

三 試験等の内容

1 試験

(一) 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具の取扱い並びに鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について筆記試験を行う。

(二) 適性試験

視力（矯正視力を含む。）、聴力（補聴器によって矯正された聴力を含む。）及び運動能力について行う。

(三) 技能試験

狩猟免許の種別に応じて次の課題について実技試験を行う。

- (1) 網猟免許 網猟具の判別及び取扱い、鳥獣の判別
- (2) わな猟免許 わな猟具の判別及び取扱い、鳥獣の判別
- (3) 第一種銃猟免許 模造銃の取扱い、距離の目測、鳥獣の判別

(4) 第二種銃猟免許 模造空気銃の取扱い、距離の目測、鳥獣の判別

注1 複数の種別の免許を申請した者については、申請によって同一試験日で受験できるものとする。

2 適性試験、知識試験、技能試験の順に行い、適性試験、知識試験のいずれかが不合格の者に対しては、技能試験を行わない。

3 狩猟免許を取得し、その有効期間内に他の種別の狩猟免許試験を受けようとする者については、知識試験（猟具に係るものを除く。）を免除する。

2 更新

適性検査（視力〔矯正視力を含む。〕・聴力〔補聴器によって矯正された聴力を含む。〕・運動能力）及び講習を行う。

四 受験等の資格

1 試験

広島県内に住所地を有する者。ただし、試験日に次のいずれかに該当する者は除く。

(一) 二十歳に満たない者

(二) 統合失調症者、そう鬱病者（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん病者（発作が再発するおそれのない者、発作が再発しても意識障害がもたらされない者及び発作が睡眠中に限り再発する者を除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気の者

(三) 麻薬、大麻、アヘン又は覚醒剤の中毒者

(四) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから、三年を経過していない者

(五) 狩猟免許の取消しを受けた後三年を経過していない者（当該取消しに係る狩猟免許の種類に限る。）

(六) 不正の手段によつて狩猟免許試験を受け、又は受けようとして、受験することを禁止されている者

2 更新

広島県内に住所地を有する者で、平成二十四年度に狩猟免許を取得又は更新した者。

ただし、1の(二)から(五)までに該当する者を除く。

五 申請手続

1 申請書用紙等の請求先

広島県環境県民局自然環境課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）又は最寄りの広島県農林水産事務所に請求すること。郵便で請求するときは、封筒の表に「申請用紙請求」と朱書き、百二十円切手を貼った宛先・郵便番号明記の返信用角形二号封筒を必ず同封すること。

2 提出書類

- (一) 狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書（受けようとする種別ごとに一枚ずつ提出すること。）
 - (二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し。
 - (三) 前記四一(二)及び(三)に該当しない旨の医師の診断書。ただし、(二)の許可証の写しを提出している場合は、提出しなくてよい。
 - (四) 受験・受講票（申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真を貼り、所定の事項を記入したもの）
 - (五) 八十二円切手を貼った、宛先・郵便番号明記の返信用定形封筒一通（受験・受講票の返信用）
- 3 申請書の提出先
- 試験 広島県環境県民局自然環境課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）
- 更新 希望の更新場所を管轄する農林水産事務所
- 郵送する場合は、封筒の裏に「申請書在中」と朱書すること。
- 4 申請書の受付期限及び受付時間
- (一) 受付期限
- 受けようとする試験等の期日の十日前（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律〔昭和二十三年法律第七十八号〕に規定する休日〔以下「休日」という〕に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。郵送の場合は、受付期限までの消印があるもの限り受け付ける。）。
- ただし、申請者の数が定員に達した後は、受け付けない。
- (二) 受付時間
- 午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 5 手数料
- (一) 新たに狩猟免許を受けようとする者
- 一件につき五千二百円
- (二) 狩猟免許を受け、その有効期間内に他の免許を受けようとする者
- 一件につき三千九百円
- (三) 更新を受けようとする者
- 一件につき二千九百円
- 6 手数料の納付方法
- 手数料は、専用の納付書により金融機関で払い込み、払込証明書を申請書の所定欄に貼ること。
- なお、納付された手数料は返還しない。

六 結果の通知

試験の終了後一か月以内に、合格者には狩猟免許を送付し、不合格者には不合格通知書を送付する。

更新の結果については、合格者には旧免許と引き換えに狩猟免許を交付し、不合格者には不合格通知書を送付する。